

大阪市 本社機能立地促進助成金 FAQ

ご覧になりたい項目を選択すると、該当ページに遷移します。疑問が解消しない場合は、担当窓口までお問合せください。

▶ 当助成金を申請いただく際は、「大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱」および「募集要項」を必ずお読みください。

1.助成要件についてのFAQ

2.助成対象についてのFAQ

3.申請後に生じる疑問についてのFAQ

1.助成要件についてのFAQ



大阪府内(大阪市外)にある本社を大阪市内へ移転する場合、助成金の申請は可能か。

助成金の申請は可能です。



大阪市内にある本社を大阪市内の別の場所へ移転するが、助成金の申請は可能か。

助成金を申請することはできません。



賃借物件を決定するまでの間、大阪市内のシェアオフィス等を利用しても問題ないか。

シェアオフィス等を利用した場合は、助成金を申請することができません。

ただし、本市が提供するシェアオフィス（立志庵）やレンタルオフィス（ビジネスサポートオフィス）を利用した場合は、助成金の申請は可能です。



フランチャイズ契約の店舗が大阪市内にあるが、本社は大阪市外にある場合、助成金の申請は可能か。

助成金の申請は可能です。

1.助成要件についてのFAQ



交付要綱の第4条(2)で、資本金等の額が1千万円以上であることが要件となっているが、資本準備金を含めた金額で良いのか。

資本準備金は含みません。



現在の資本金は1千万円に満たないが、申請までに1千万円に増資すれば、助成金の申請は可能か。

助成金の申請は可能です。

2.助成対象についてのFAQ



シェアオフィス・レンタルオフィス・コワーキングスペースの利用料は助成対象か。

助成対象外です。



本社機能以外に営業部署や設計部署等を併設する場合、その部署に係る面積に相当する分の賃借料も助成対象か。

助成対象となります。ただし、住居、工場、店舗、来店型オフィス及び各種教室その他個人及び一般消費者等に対し販売や役務の提供を行う部分については助成対象外です。



賃借物件の一部を転貸しても問題ないか。

問題ありません。ただし、転貸部分の面積に相当する分の賃借料は、助成対象経費から差し引くこととなります。



賃借の相手方が親会社でも問題ないか。

賃借の相手方との間に資本上の親子関係が存在する場合、助成金を申請することはできません。

ただし、資本上の親子関係がない貸主から親会社が賃借したものを申請者に転貸する場合は、助成金の申請は可能です。

詳細は、交付要綱第6条の2をご参照ください。

2.助成対象についてのFAQ



賃借料に共益費や管理費等が含まれている場合、助成対象経費は賃借料総額となるのか。

賃借料総額から、共益費や管理費等の助成対象外経費相当分を控除後の金額が助成対象経費となります。共益費・管理費等が、締結予定の契約書上に明記されていない場合は、賃借料に含まれる経費の内訳が分かる書類（貸主との覚書等）を提出してください。



交付要綱第6条の2第1号ア・イで規定される、「単位面積当たりの賃借料がおおむね等しい場合」について、目安を教えてください。

合理的な調整（例：端数処理等）に伴い生じた単位面積当たりの賃借料の差異の割合が1 %程度とします。

3.申請後に生じる疑問についてのFAQ



助成金の申請後、交付決定前に賃貸借契約を締結しても問題ないか。

問題ありません。



1年分の賃借料を一括前払いする場合、年度末の実績報告で支障があるか。

実績報告の際に提出いただく書類で、当年度分の賃借料の支払いが確認できれば、問題ありません。

年度途中に、1年分の賃借料を一括前払いする場合は、当年度分と翌年度分を区分した資料を提出してください。



事業継続期間中(事業開始日から起算して4年間)に、大阪市外へ移転したり、事業を廃止することになった場合、助成金は返還する必要があるか。

既に交付した助成金を全額返還いただくとともに、助成金の受領日から返還金の納付日までの日数に応じて加算金を納付いただくこととなります。(年10.95%、日割計算)



賃借料が高い市内の物件に移転する場合、助成対象経費を増額することは可能か。

助成対象経費を増額することはできません。

なお、賃借料が安い物件に移転する場合は、移転後の助成対象経費は移転先物件の賃借料に基づき算定します。